



大人の風しん抗体検査・予防接種 無料クーポン券を送りました

最近、風しん患者が増加しています。患者の中心は、今までに公的な予防接種を受ける機会がなかった30代～50代の男性です。風しんに対する免疫のない女性が妊娠中に感染すると、先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる場合があります。

無料クーポン券送付の対象

昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

※昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性にもクーポン券を発行します。希望する方は、保健センターにお越しください。

クーポン券利用の流れ

①抗体検査を受ける⇒②検査結果が「低抗体価」の場合、予防接種の対象です。

※羽村市から転出するとクーポン券は使用できなくなります。

抗体検査・予防接種が受けられる医療機関

クーポン券事業に参加している全国の医療機関
※厚生労働省のウェブサイトを確認してください。

問合せ 保健センター☎623

■19歳以上の方にも助成

市内在住の19歳以上の方で、次のいずれかに該当する方も、抗体検査の費用の全額・予防接種の費用の一部助成を受けられます。

- ①妊娠を予定または希望している女性
- ②妊娠している方と同居している方
- ③①の方と同居している方

助成金額

- ◆抗体検査…全額
- ◆麻しん風しん混合ワクチン…5,000円
- ◆風しんワクチン…3,000円

※抗体検査の結果が「低抗体価」の場合、予防接種の対象です。

※申込方法、市内協力医療機関などについては、市公式サイトで確認することができます。

※妊娠している方およびその可能性がある方は、接種を受けることができません。

※接種後2か月間は、妊娠を避けてください。

申込み・問合せ 事前に保健センター☎623へ



国民年金

保険料の免除・納付猶予制度があります

国民年金には、所得が一定以下の方の保険料を免除または納付を猶予する制度があります。また、離職した方は、特例として保険料が免除される場合があります。

令和元年7月分～令和2年6月分までの免除・納付猶予申請の受付は、7月1日(月)からです。

なお、免除申請時点の2年1か月前の分までさかのぼって申請ができません。詳しくは、問い合わせてください。申請に必要なもの 年金手帳(代理人が申請する場合には印鑑も必要) ※前年の所得をもとにした、日本年金機構による審査があります。所得が未申告の場合は、事前に申告してください。

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要な場合があります。

問合せ 市民課高齢医療・年金係☎140 / 青梅年金事務所☎0428-3013410



国民健康保険

高齢受給者証の更新時期です

現在の国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。対象の方には、7月中旬に新しい受給者証を送付します。

新しい受給者証の有効期間 8月1日(木)～令和2年7月31日(金)

※令和2年7月31日までに75歳になる方は、75歳になる日の前日まで

※これから70歳になる方には、誕生月の翌月(誕生日が1日の方は誕生月の末日(誕生日が1日の方は前月の末日)までに送付します。 ※詳しくは、同封のパンフレットで確認するか、問い合わせください。

問合せ 市民課保険係☎126



夏の人気イベント

■夏恒例「親子ナイトツアー」

普段入ることができない、夜の動物公園を体験できます。昼とは違う園内で、飼育員のガイドを聞きながら、動物たちを観察しよう!

日時 ①8月3日(土) ②8月10日(土)
③8月17日(土) ④8月24日(土)

※各日午後7時30分～8時45分(受付午後6時45分～)

定員 各回60人(応募多数の場合は抽選)
※中学生以下には、20歳以上の保護者の同伴参加が必要です。

費用 4歳～中学生 350円、15歳以上 600円(入園料を含みます)

持ち物 懐中電灯

募集期間 7月1日(月)から

- ①7月20日(土)まで ②7月27日(土)まで
 - ③8月3日(土)まで ④8月10日(土)まで
- (いずれも必着)

応募方法 往復はがきに「参加希望日、参加希望者全員の氏名(ふりがな)・年齢(学年)、代表者の住所・電話番号、キャンセル待ち希望の有無、この企画を何で知ったか」を記入して、募集期間中に動物公園へ郵送してください。

〒205-0012 羽村市羽 4122 番地

7月の休園日

1日(月)、8日(月)、22日(月)、29日(月)
※15日(月・祝)は開園します。

問合せ 動物公園☎579-4041



▲Twitter公式アカウントQRコード



▲LINE@ QRコード

限度額適用認定証の申請を

現在お持ちの国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。

8月1日からの認定証の申請受付は、7月22日(月)から行います。引き続き必要な方は、申請してください。

※自動更新ではありませんので、注意してください。
※別世帯の方が申請する場合は、委任状などが必要です。

国民健康保険 限度額適用認定証とは

医療費の自己負担が高額になった場合に提示すると、医療機関への支払いが一定の金額(年齢・所得区分により異なる)までとなります。

認定証を受け取るには、事前の申請が必要です。申請した月から利用する

納税通知書を送付します

7月上旬に、世帯主宛てに国民健康保険税納税通知書を送付します。納め忘れないようにお願いします。納税率などについては、同封する「令和元年度国民健康保険税のお知らせ」

ことができます。

※保険税を滞納していると交付されない場合があります。

対象

- ・70歳未満の方
- ・70～74歳の方のうち住民税非課税の方
- ・70～74歳の方のうち(医療費3割負担で)課税標準額145万円～690万円未満の方

申請に必要なもの 本人確認書類(運転免許証など)、国民健康保険被保険者証、マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカードなど)、委任状(限度額適用認定証を必要とする方と別世帯主の方が申請に来るとき)

問合せ 市民課保険係☎128

「国保ガイドブック」または市公式サイトを確認してください。

保険税の計算方法など、詳しくは問い合わせください。
問合せ 市民課保険係☎129

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。

費用の記載がない場合は無料。詳しくは、市公式サイトをご覧ください。